

発議第1号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和元年5月15日提出

熊本市議会議員	津田征士郎
同	坂田誠二
同	三島良之
同	満永寿博
同	澤田昌作
同	紫垣正仁
同	西岡誠也
同	福永洋一
同	井本正広
同	藤永弘
同	藤山英美
同	落水清弘

熊本市議会議長

様

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表全員協議会の項中「全員協議会」を「議員全員会議」に改め、同表政策条例検討会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場の名称の変更及び廃止をするため、所要の改正を行うものである。